

# 県たばこ税

**納める人** 日本たばこ産業株式会社、特定販売業者（たばこの輸入業者）及び卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」といいます。）（この税金は、たばこの小売価格に含まれていますので、最終的にはたばこの消費者が負担することになります。）

**納める額** 売り渡した紙巻たばこの本数1,000本当たり930円（令和2（2020）年4月1日現在）

- 紙巻たばこ以外の製造たばこ（葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ等）については、原則として、重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により、課税されます。
- 平成30（2018）年度税制改正により、製造たばこに係る国及び地方のたばこ税が、平成30（2018）年10月1日から令和3（2021）年10月1日までの期間において、段階的に引き上げられることになりました。  
また、加熱式たばこの課税方法が、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式となり、平成30（2018）年10月1日から令和4（2022）年10月1日までの期間において、段階的に移行されることになりました。
- 令和2（2020）年度税制改正により、1本1グラム未満の軽量の葉巻たばこの課税方法が、当該葉巻たばこの本数を紙巻たばこの本数に換算する方式に改められ、令和2（2020）年10月1日から令和3（2021）年10月1日までの期間において、段階的に移行されることになりました。

（税率：円／1,000本）

	現 行	改 正	
		R2(2020).10.1	R3(2021).10.1
地方のたばこ税	6,622	7,122	7,622
都道府県たばこ税	930	1,000	1,070
市町村たばこ税	5,692	6,122	6,552
（参考）国のたばこ税	6,622	7,122	7,622

**申告と納税** 卸売販売業者等が、原則として、毎月末日までに前月分を宇都宮県税事務所に申告し、納めることになっています。

**そ の 他** たばこには、県たばこ税のほかにも、国や市町村のたばこ税が課税されています。

